

## 日常実務の疑問点に答える著作権 (周辺領域の商標・不正競争防止法を含む) に関する Q&A

難易度  
入門・初級

～日常業務において、判断に迷う・知らずして間違いを犯しがちなケースを取り上げて、Q&A形式で平易に解説～

### 2019年10月31日(木) 10:00～17:00

講師 牧野 和夫 氏

芝綜合法律事務所 弁護士・弁理士 米国ミシガン州弁護士  
元 アップルコンピュータ(株) 法務部長  
元 ビジネスソフトウェアアライアンス日本代表事務局長



著作権をめぐる法的な問題については、IT技術の急速な進展もあり、日常業務のなかで判断に迷ったり、知らないうちに違反を犯してしまうことも少なくありません。本セミナーでは、具体的なケースを挙げて、関連の法律知識、実務の取扱い、トラブル防止策などを解説致します。

また、著作権をめぐる法的な問題は、周辺領域である商標や不正競争防止法にも関係してきます。東京オリンピックのロゴの問題、フランク三浦の問題、コメダ珈琲事件、インソジン事件などいずれも周辺領域が関係してきます。本講座では、周辺領域法とクロスオーバーする問題も扱います。2019年1月から施行された改正著作権法の重要ポイントと実務への影響についても解説します。

著作権と周辺領域における実務の必須知識をご紹介しますので、知財部門、法務部門の方はもちろん、広報、営業、開発部門、企業の経営者・管理職のみならずのご参加もぜひお勧め致します。

#### <講義内容>

1. 「著作権法チェックリスト」 - まずはミニマムの知識・ルールを習得しよう -

- (1) 著作権法で保護される著作物にあたるか  
【自由に利用できるかどうかが決まるもっとも重要な要件】  
・ 思想、感情の創作的表現とは。 - 著作権法第10条1項の解説 -
- (2) 著作人(著作物を創作した者)はだれか - 著作物についての権利が帰属
- (3) 著作人人格権とは何か(公表権、氏名表示権、同一性保持権)
- (4) 著作権(財産権)には何かがあるか(複製権、演奏権、上映権、公衆送信権など)
- (5) 著作権(財産権)に対する著作権の制限はあるか  
・ 権利者に許諾なく無償で自由に使える。例えば、私的使用目的の複製、引用等。
- (6) 保護期間内であるか
- (7) 2019年1月から施行された改正著作権法の重要ポイントと実務への影響
- (8) 改正不正競争防止法「限定提供データ」の重要ポイントと実務への影響

2. ケーススタディで学ぶ 日常業務における著作権侵害

#### ■ ホームページに関する Q & A

- (1) 他社ホームページの記載やデザインを自社HPへ引用・転用できるか
- (2) 他社HPのデザインを参考に自社HPを開発することは著作権法上問題ないか
- (3) 他社HPからデータをダウンロード・貯蔵・データベース化することは問題ないか
- (4) 社内プレゼンで他社HPから写真やデータを引用することは問題ないか

#### ■ 他のコンテンツからの引用・利用に関する Q & A

- (1) 過去に作った社内資料で、引用記事があるものはどう扱えばいいでしょうか。
- (2) 海外の雑誌や記事の引用は、その記事の発行元の国の法律が適用されるか。
- (3) 時々、論文を執筆する研究者が業界団体HPや経産省HPに掲載されている図表を、論文中に引用することがあります。引用の際、出典は明記していますが、個別に引用元に問い合わせ許諾を得ることは必要でしょうか。

#### ■ 社内での利用に関する Q & A

- (1) 社内研修で参考となる雑誌記事のコピーを配布することは著作権法上問題ないか
- (2) 社内での新聞記事をプロジェクトでスクリーンへ写すことは著作権法上問題ないか
- (3) 社内イントラに、関連記事などを紹介する場合に、タイトル及び記事の要約(事実)をまとめることは著作権侵害にあたるか。何文字以内に要約すればOKか。
- (4) 実際に新聞記事を社内外に配布し、罰則が適用された例はありますか。

- (5) 芸術作品(絵画など)で著作権が切れている作品の写真ですが、単なる複製画の場合には、著作権が発生するのでしょうか。
- (6) 検索サービスででてきた写真(たとえば、スポーツカーの写真から強い感じをプレゼンで出したい)を社内プレゼンの資料で引用したい。URLなど 出典を明示することによって利用する方法はないのでしょうか。
- (7) 都市伝説には著作権が発生するか。

#### ■ その他のコンテンツ利用についての Q & A

- (1) 新聞記事の切抜きを社内報や社内研修で利用したい。紙面の4分の1占めており、新聞記事を解説する構成。権利者から許諾が必要か?
- (2) 通信社の配信記事では、第一報として事実のみが記載された記事も報道される。「例: ○○社△時より社長交代会見」こうした報道は著作物にあたらぬか。
- (3) 著作権法10条2項の雑報・時事報道とは具体的に何をいうのでしょうか、新聞記事を要約した場合は著作権侵害になるのでしょうか。
- (4) 「学校その他の教育機関」(著作権法35条1項)の範囲はどこまでですか。研修会社は含まれますか。
- (5) フリー画像のサイトからフリー画像をダウンロードして自社のホームページに利用しようとしています。注意点を教えてください。
- (6) 社員の学会での発表論文を会社で収集してPDFで保管している。著作権法上問題ありませんか?
- (7) 文献等をPDF化して社内イントラにアップすることの可否。
- (8) オープンソースソフトの著作権問題で裁判は起きているのでしょうか。
- (9) コンピュータソフトウェアの組織内不正使用への事前・事後対応について。

#### ■ 最近の注目裁判例から 法律事務所パンフレット、金魚公衆電話、判例集等

#### ■ 著作権法と周辺領域法がクロスオーバーする問題について Q & A

- (1) 商標法の基礎知識、(2) 不正競争防止法(周知表示・著名表示・形態模倣)の基礎知識、(3) 民法709条不法行為、(4) ポバイ事件、(5) ルイヴィトン事件、(6) イッセイミヤケ事件、(7) 東京オリンピックのロゴの問題、(8) フランク三浦の問題、(9) コメダ珈琲事件、(10) インソジン事件など

#### 【ミニ演習】 理解度確認

- 1. デジタル万引きについて 2. 社内自炊の違法性について

◆ 会場 虎の門三丁目ビルディング1階 研修室 (東京都港区虎ノ門3丁目1-1)

◆ 定員 40名

◆ 受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税込み)

◆ 申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)